裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年3月10日(金)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 島 田 一 (東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 伊 藤 ゆう子 (東京地方裁判所刑事部判事)

検察官 北 薗 信 孝(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 大 澤 厳 斗 (東京地方検察庁公判部検事)

検察官 宮 本 達 也 (東京地方検察庁公判部検事)

弁護士 倉 持 政 勝 (第一東京弁護士会所属)

弁護士 佐 竹 真 紀(東京弁護士会所属)

弁護士 高 橋 邦 明 (第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

定刻になりましたので、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は東京地方裁判所刑事第16部の裁判官島田一と申します。本日は司会進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。本日はお忙しい中、8名の経験者の方にお集まりいただきました。裁判員裁判は、目で見て耳で聞いて分かる裁判の実現を目指して、検察官と弁護人に主張や立証をしていただいております。本日は「審理の分かりやすさ」というテーマで意見を伺うことにしています。果たして審理の内容が分かりやすいものになっていたのかどうか、分かりにくいものがあったとしたらどのような工夫が必要なのか、裁判員経験者の皆さんからお聞きしていきたいと思います。本日御参加いただいた8名の方には、審理の初めから判決まで6日間ないし8日間裁判所にお越しいただきました。審理の分かりやすさと審理の時間や

審理の日程などの関係についても御意見を伺いたいと思います。

では、初めに私のほうからそれぞれ担当された事件の概要について御紹介 していきますが、その上で全般的な感想や審理日程などの点について御意見、 御感想を伺えればと思っております。まず、1番の方は、被告人が自殺する 目的で自宅のアパートに放火したという事件を担当されました。事実関係に は争いはなかったわけですが、刑の重さが争点になったと伺っています。裁 判員を御経験された感想はいかがでしょうか。

1番

家に帰ってからどうしても被告人のことをずっと考えるというか,すごく 心配になってしまって,あまり他人事じゃないといいますか,まるで身内が 何かちょっと放火をしてしまったかのように深く考えてしまって,ずっと1 週間その人のことを考える毎日だったなと,今思えばそんな気がいたします。

司会者

ありがとうございました。本当に1週間真剣に考えていただきまして,助かりました。審理の日程を見ますと,大体1日,朝10時から始まって午後3時前後に終わっていたようですけれども,その点については何か御感想はありますか。

1番

会社にもすごく前向きに理解してもらえたので、途中で会社に戻るという こともなく、その日はゆっくりさせてもらいました。真っすぐ帰る気分にも なかなかなれなくて、毎日カフェに寄ってから帰るような1週間でした。

司会者

そこで気分転換を図っていただいたということでしょうか。

1番

はい。

司会者

2番の方と5番の方は同じ事件を担当されました。ひったくりによる強盗 致傷と無免許運転の事件です。争点は、ひったくり行為をしたのかどうかと いう点と責任能力の程度でした。それぞれ裁判員を経験された御感想はいか がでしょうか。2番の方からお願いします。

2番

なかなかできる経験ではなく、裁判自体も身近ではなかったんですけれども、被告人が私が生きてきた中であまり接することがないような人で、何かそういう犯罪を犯すべく状況に置かれてしまってるのかなというのを思うと、裁判でなくて何かもっとほかに救う方法はないのかなと思いました。裁判をしなくてはいけないんですけれども、裁判で有罪ですとか罪を決めたとしても、その先この人がまた更生して真っ当な生き方ができるようになるのかなと思いました。それは裁判で担当することではないとは思うんですけれども。幼少期からもっと恵まれた環境で育っていれば、こういう犯罪の道に走ることもなかったんじゃないのかなと、裁判では救えないのかなということを考えました。

司会者

そうですね。被告人の更生にどこまで携われるかというのは、法律家に与 えられた使命かもしれませんけれども、なかなか難しい問題が残っていると いうことになります。5番の方の御感想はいかがでしょうか。

5番

まず裁判所自体も足を踏み入れたのが初めてというところからの8日間だったので、こんなところにいていいのかなという気持ちが最初強くありました。被告人はやってないと話している事件でしたので、本当にやってるのかどうかを判断しなければいけないというのは難しいなと思いました。また、先入観が入ってしまって、何かやっていそうだなみたいなことを思ってしまう部分があるなというのも感じたんですけれど、裁判をやる中で、全ての証

言、全て裁判の中で発言したことだけを証拠として扱うということがすごくよく分かって、何かそれ以外のことを勝手にこうじゃないかと、こんな感じだよねとか勝手に思ってはいけないということがよく分かったので、間違いをしないためにいろいろ考えられている仕組みなのだなということは、とてもよく分かりました。

司会者

ありがとうございました。審理の日程を見ますと、午前中だけ審理したという日が2日間あったようですけれども、その点についてどのように感じられたでしょうか。

5番

そうですね。私はその日はもうお仕事を休んでしまって、ちょっとゆっくりしました。中には終わってから仕事に行くという方もいたんですけれど、被告人の事情に合わせての都合だったので、もう仕方ないかなとは思いましたけれど。やはり日程が結構飛び飛びで全体として期間が長かったので、逆に仕事の調整はちょっと難しかったかなと思います。

司会者

日程が飛び飛びであることによって事件の内容の理解とか、結論を決める 評議のときに証拠の内容を忘れてしまっていたとか、そんなことはなかった ですか。

5番

まあ,一日二日ですので,それは大丈夫でした。

司会者

2番の方はその点はいかがでしょうか。

2番

私は早く終わった日も午後5時までやった日も職場に戻っていました。職場は快く出してくれてるんですけれど、だからといって私の仕事をやってく

れているわけではないので、行かなければどんどんたまっていくので。午後 5時で終わった日も職場に戻って午後7時から午後8時ぐらいまで少し仕事 をしていたので、裁判所を出たらすぐに自分の生活に切り替わってしまって いて、次の日とか間を空けて来たときに、ここを見て思い出しているという ことで切り替えてやってました。逆に日程が丸々1週間連続よりは、私とし ては飛び飛びのほうが休みやすかったので、それはよかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございました。3番の方と6番の方も同じ事件を担当されました。強制わいせつと強姦致傷の事件です。わいせつ行為の程度に争いがあったようですが、基本的な事実に争いはなくて、刑の重さが争点になっていたという事件です。1人の被告人が二つの事件を起こした事件ですけれども、その点について何か感想はありますでしょうか。3番の方いかがでしょうか。

3番

ほかの皆さんも全く同じなんだろうと思うんですけども、全く初めてのことですから、一つだろうが二つだろうが、担当させていただいた事件はそういうことなんだろうなと理解して、何か参加するしかないんだろうなしか思わなかったものですから、1人の被告人の一つの事件が当たり前なのかどうかというのは、そこまでのことは思考回路にありませんでした。

司会者

二つの事件の証拠が混乱してしまうようなことはなかったでしょうか。

3番

それはないですね。最初の事件と後の事件とに3か月ぐらいの時間差がありましたから。証拠もそれなりに、場所も相手も違うわけですから、そういう証拠類が混乱するというようなことはなかったと思います。

司会者

3番の方と6番の方は、月曜日から金曜日まで5日間連続で裁判所にお越 しいただいているようなんですけれども、その点はいかがでしたか。

3番

私自身は仕事をしていたわけではないので、時間的には特に問題はありませんでした。裁判所にも1時間以内で来れるところに住んでいるので、往復の苦痛というものもありませんし、拘束時間は特に問題なかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございました。6番の方,二つの事件を審理したことについてどのように感じられましたか。

6番

私も先ほどの3番さんと同じなんですけれども、二つ事件があったからといって事件がそれぞれ違いますので、特別混同することはありませんし、それはそれで自分なりに判断もできますし、理解もできるんですけれども。今回初めて経験して、ちょっと変わったなと思ったのは、被害者の方が証人で来られたんです。こういう被害者の裁判というのは、特に性犯罪ですので、非常にプライバシーに配慮して、パーテーションか何かで囲うとかそういうことは大体聞いて想像していたんですけれども、もう既に完全別室でもってテレビ電話みたいな形で受け答えができる状況でした。それを初めて経験したときに、時代がここまで進んできてるのかなと、裁判のほうがですね。被害者に非常に配慮した制度ができたなというのは率直に思った感想でした。

司会者

月曜日から金曜日まで5日間連続で審理や評議をされたことについてはい かがでしょうか。

6番

前もって日程が全て決まっていまして,その中で水曜日が午前中だけとい うのも最初から決まっていたんです。自営業ですので自分でスケジュール調 整は1か月前から既にしてあるんですけれども、ちょうどその裁判期間中に仕事のスケジュールが重なってきたときがあり、相手方と交渉して水曜日の午後に回してもらうという形にしました。だから午前中に終わったときには、午後に十分仕事ができてますので、別段問題なくできました。

司会者

ありがとうございました。4番の方は、外国人の被告人が覚せい剤約20 キロを隠し入れて密輸入したという事件を担当されました。覚せい剤の認識 が争点になっていたということです。覚せい剤の密輸入事件というのはあま りなじみがないように思いますが、そういった事件の審理を担当されての御 感想はいかがでしょうか。

4番

麻薬密輸事件を空港で水際で止めた事件でしたので、被害者のない事件でした。証拠が袋に入った覚せい剤というそれだけで、一貫して被告人は否認しておりましたので、どうやってそれを有罪か無罪かに決めていくのはすごく難しいなと最初は思いました。裁判官のリードもあり、皆さんからいろんな意見が出て、こうでなければあり得ないというところまで最終的に持っていけて有罪になったということで、本当の真実かどうかというのは被告人が最後まで認めていないから分からないんですけれども、評議を重ねれば、きちっとした、犯人でしかあり得ないというところまで持っていけたというのは一つの成果といいますか、自分なりにも納得できた結果かなと思っています。

司会者

4番の方の担当された事件は、評議の期間が1日半ぐらいだったでしょうか。

4番

はい。

司会者

その日程で十分議論できたかどうか、その点はいかがでしょうか。

4番

十分議論はできたと思います。

司会者

ありがとうございました。7番の方は、強盗殺人未遂と横領という事件です。多額のお金を横領した上、その返済を免れるために被害者を殺害しようとした強盗殺人未遂の事件を担当されました。被告人は被害者の預金を預かっていたのか、それとも贈与を受けていたのかという点と、返済を免れる目的で殺害しようとしたのかというところが争いになっていた事件です。こういった重大な事件の裁判員裁判を経験されて御感想はいかがでしょうか。

7番

被害者は私の両親の世代に近いものであったので、そっちにちょっと置き換えてしまいました。争点があり、そのどちらの言い分が本当なのかという点について、市民感覚でと言われたので、被害者の言うことが全面的に正しいならばこうだろうというようなやり方をシミュレーションしたというところがありました。どちらかと言えば加害者のほうの言い分のほうがおかしいんじゃないかというようなところで、私はどうしてもそっちの流れにのっての判断になったんですけれども。

司会者

それは検察官の話と弁護人の話、両方聞いて考えたところでしょうか。

7番

そういうのもありましたし、あとは直感的に加害者が、自分がもし有罪になれば受けるであろう刑というのを想像しているのかなというような印象を持ったんです。事の重大性というのはこの人は認識しているのかなというの

が、私にとってはすごく疑問だったんですけれども。

司会者

初日の審理が午後2時からになっていますが、その日の午前中に裁判員に 選ばれて、すぐ午後から審理に入ったということですか。

7番

そうです。

司会者

心境はいかがだったでしょうか。

7番

正直まさか選ばれるとは思っていなかったので、どんな裁判、どういう事件なのかというのが一番気になって、殺人、人が死んでいるかそうでないかが一番気になったんですけれども。どなたも亡くなっていらっしゃらなかったからちょっとほっとしたというところはあって、あんまり考える暇もなく事件に入っていったという感じですね。

司会者

心構えが十分できたのかどうか、その辺りはいかがですか。

7番

午前中裁判員に決まって昼からの審理だったので,あんまり構える暇がなかったというのが正直なところです。

司会者

もし,裁判員に選ばれなかったら,その日の午後の予定はあったんでしょうか。

7番

せっかくこの辺まで来たのでちょっとショッピングでもして帰ろうかなと 思っていました。皆さん、お仕事されてて時間をやり繰りしていらっしゃる みたいですけれど、私は仕事を辞めておりましたので、その辺のところがあ まり気にならなかったところはありました。

司会者

ありがとうございます。8番の方は、自動車で被害者を引きずって死亡させた傷害致死の事件を担当されました。争点は正当防衛が成立するのか過剰防衛が成立するのかという点です。こういった事件を担当された御感想はいかがでしょうか。

8番

もし選ばれたときにあまり重たくない事件であればいいなという感想は一 般感情としてあったわけですけれども。正当防衛か過剰防衛,傷害致死かと いうことであると、無罪かそうではないのかということになるので、真剣に ならざるを得ないというか、この人の一生を決めてしまうのではないかとい う事の重大さを感じるような感じではありました。ずっと真剣にやっていた 結果,朝から夕方までここでずっと考え続けて,家に帰っても,考えないで くださいねとは裁判官は言いましたけれども、やはりどうしても考えてしま って、お風呂に入ったらタイルのところで、ここからここまでがこうでとい うような形でずっとずっと考えるようになってしまいました。夜寝るときに は、こんなに頭を使ったことがないんじゃないかというぐらいに頭が熱くな ってしまって、毎晩アイスノンで頭を冷やしながらという感じではありまし た。私だけではなくて、私のチームの方たちもとっても一生懸命というか真 剣に考えられていて、私も、この人の一生を決めるという最後の刑期を決め るときという前には、自分の考えが果たして合ってるんだろうかと、今まで 証拠に基づいてということはあったけれども,本当にこういう想像でいいん だろうかということを考えるようになってしました。

司会者

ありがとうございました。それぞれ裁判員を御経験されてその後の生活に 何か影響といいますか、ニュースの見方が変わったとか、事件に対する考え 方が変わったとか、何か御感想はありますでしょうか。どなたでも結構です。 4番の方いかがでしょうか。

4番

つい先日他の地裁の裁判員裁判で、途中で気を失った方がいらっしゃるというニュースを見ましたが、多分ほかの人よりも裁判員裁判に参加された方は、その状況というのが人一倍よく分かって、気持ちがよく分かったんじゃないかなと、そういう意味では見方が変わったんじゃないかなと思います。

司会者

それぞれ御担当された事件の中で、そのような人の死亡に関する証拠ですね、そういったものを見て何か御負担に感じられたような方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないですか。審理の日程などに関して検察官から何か質問はありますでしょうか。

北薗検察官

先ほども少し話が出ましたけれども、事件を見ていく、あるいは、証拠を見ていくというときに、集中して見ていったほうがいいのか、それともある程度間を入れながらちょっとインターバルを置いて、ちょっと頭の整理をする時間を置いたりとか、そういう形で見ていったほうがいいのかというところは、皆様どういうように感じられたのかなという点につき、お答えいただいた経験者の方もいらっしゃるんですけれども、一般的にほかの方はどういうようにお考えになったかなというところを知りたいと思います。

3番

午前中,午後の1日の日程の中で,強弱をつけたほうがいいのか,あるいは1週間なら1週間と日程をゆったりとって考える時間を持ったほうがいいのかという,そういう意味での御質問なんでしょうか。

北蘭検察官

どちらの意味でもあるんですけれども。

3番

私が担当した事件で言えば、それほど時間的なきつさみたいなのはなかったですね。当然10時頃から始まって昼食時間があったりということもありましたので、2時間、3時間ぐらいは集中できる時間ではないのかなと思います。

司会者

8番の方はいかがでしょうか。

8番

私は仕事を持っておりまして、仕事をやる上では日にちが空いていたほうが、ここまでにやらなきゃいけない仕事はここでちょっとずつちょっとずつやっていこうというふうになったと思うんですけれども。だから私の場合は、1回裁判所に来て夕方から会社に戻って、先ほど2番さんがおっしゃってましたけれども、夜遅くまで仕事をして帰るという形ではありました。やはり日にちを空けずにやったほうが、私ども素人なので忘れてしまうというか、時系列に考えていったときに、なかなか思い出してということが難しいのかなというふうに思うと、一遍にやってとても助かったなと思います。私のほうは月曜日から金曜日と、その後土日を挟んで休憩があって月曜日と水曜日という形であったので、とてもやりやすかったかなと思いました。

司会者

はい、ありがとうございました。弁護士の立場からいかがでしょうか。何 か質問はありますか。

倉持弁護士

今のお話を聞いてると、日程が詰まってというよりも空いていたほうがその合間に仕事ができるというお話をお伺いしたんですけれども、そういう意味では、詰まっていると逆に困るけれど、例えば間に1日とか半日とか空いていて困るということはあまり感じなかったという理解でよろしいんでしょ

うか。要するに、連日午前10時から午後5時までやるときついけれども、 例えば1日空いているとか、半日空いているということで困るというのはあ まり感じなかったということなんでしょうか。

司会者

5番の方がうなずいてらっしゃいますので、どうぞお願いします。

5番

資料が全部残っているので、それを見返せば思い出すことはできたかなと 思いますし、1日ぐらいなら大丈夫だったかと思います。

4番

日程が集中してるとか空いてるということについては、例えば、どうしても時間がかかって3か月ぐらいにわたって1週間ずつやるような事件もあるというふうに聞きましたので、前もって分かっていれば私たちが予定を合わせますので、そこはむしろそんなに問題ではないと思います。それよりも、事前に裁判の日程がこの日とこの日とこの日とこの日となっていて、それが延びたりするほうがむしろ困るのですが、そこはきちっと日程どおりに終わったので問題ないかなと私は思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは続いてテーマを少し変えていきますが、 法廷での審理の分かりやすさについてそれぞれ伺っていきたいと思います。 まず審理の初めに検察官と弁護人からそれぞれ冒頭陳述という形でプレゼン テーションがあります。ここでは事件の概要やどこが争点になっているのか、 そしてその争点について判断していくための注目すべきポイントなどの説明 がされます。この冒頭陳述を聞いて、それぞれ審理でどこに注目してよいの か、そのポイントを理解できたか、改善すべき点があるか、また、この冒頭 陳述については、我々法曹の立場からすると、これから始まる証拠調べの予 告編、映画の予告編のようなものだと考えているわけですけれども、そうい った,一体どんな証拠が出てくるのかなという,そういうわくわく感があったのかどうか,その辺りをちょっと伺っていこうかなと思うんですけれども。 今度は順番を変えまして8番の方からいかがでしょうか。

8番

冒頭陳述で用紙が配られたものに、現場の見取図が示されていて、それに基づいて説明があったので、とても分かりやすかったということと、時系列に何日のこの時間にこういうことがあってということが分かりやすく表現されていたので、聞いていて1度聞くだけでよく分かったという、こんなに簡単にと言ったらあれなんですけれど、分かりやすいものなのかと思いました。争点も、争点として表示されていたのでとてもよく分かりました。そんなに難しくは考えなかったです。

司会者

ありがとうございます。7番の方いかがでしょうか。

7番

最初、御高齢の方が被害者だということがあって、何でかなみたいなところもあったんですけれど。それで、措置入院をさせられたという部分があったんですね。何でだろうと思ったんですけれど、それは後々裁判の中でどうして措置入院になったのかというのが分かっていくんですけれど。それが何か、何ででしょうと評議で皆さんで話して、みんな分からない、何でしょうねという感じだったので。もともと分かっているところであれば、もうちょっとそういうふうには書けなかったのかなとか。多分警察の尋問とか何かそういうよく分からないけれど、取調べとかで出てるはずなのになというようなところが、私たちには知らされてなかったりして、その辺に時間をかけるのは無駄だったかなというところも何となくあったりもしたんですけれど。

司会者

冒頭陳述は、これから証明しようとする事実のあらましを最初に述べても

らって、実際に措置入院だとすると、それがどういう経緯だったのかは後で 証拠の中で出てくるという、そういう予告になっているのかなと思うんです けれど。

7番

それで私も裁判中に被害者の方になぜ措置入院になったんでしょうという話をしたら、なぜか分かりませんと言われたんですね。後から聞くと、加害者のほうがこの人は自殺するかもしれないみたいなことを言ったらしいので、そうなったらしいんですけれど。分かっていてもおいおい分かっていく、裁判で明らかにされていくから知らされないということなんですか。

司会者

そういうあらましをお伝えしておくという,そういう効果や目的がありま すね。

6番

まず、検察官の冒頭陳述は、冒頭メモもそうですが、概要書をさらにまた細かくうたってくれたようなもので、字面をずっと読んでいけば、概要書と照らし合わせても非常に分かりやすくて、困る点は何もなかったという印象ですね。弁護人の冒頭陳述ですけれども、検察側とはかなり違った書式が出てきたものですので、正直言って非常に見づらくて、どういうことかなという形で見てはいたんですね。私が担当した事件の弁護人は国選でしたけれども、割と初日に手ぶりを大きく添えながら私たちに訴えかけてくるようなタイプの弁護人だったので、非常に熱意のある弁護人だなと思って、興味を持って聞いていた記憶があります。弁護人は、冒頭でいきなり被告人の人間性を私たちに問いかけていたんですね。後日、審理が進んでいく中でその弁護人がなぜそれを言いたかったのかというのがだんだん分かってきたんですけれども、初日にいきなりあの熱弁が来たときは、ちょっと何言ってるんだろうと思ったぐらいのものがありました。冒頭陳述についてはそんな印象でし

た。

司会者

同じ事件を担当された3番の方, いかがでしょうか。

3番

初日ですから、冒頭陳述がどういうものかというのも、その場で体験しながら聞いているという気持ちが何割かありまして、真剣にこの陳述のどこをどういうふうに理解したらいいんだろう、ピックアップしたらいいんだろうというのは、後手になったような気がしました。それと6番さんもおっしゃっていましたけれど、国選の弁護人の熱弁は熱弁なんですが、何というんでしょう、声のボリュームといいますか、それが何かちょっと聞き取りにくくて、裁判の弁護というのはこういうふうな感じなの、聞き取りにくいんで、もっと大きくはっきりしゃべってくれていいのにというような、そういうところに不満がありました。

司会者

そうしますと,一つは内容面でめり張りをつけてほしいということでしょ うか。

3番

そうですね。

司会者

もう一つは声を大きくしてほしいと,こういう御要望があるということで しょうか。

3番

はい。

司会者

ありがとうございました。5番の方いかがでしょうか。

5番

そもそも冒頭陳述が何かも分からず参加していたので、これを聞いてこういうことなんだなと、これが事実なんだなという感じで捉えてしまって、証拠でそれを明らかにしていくんだということは、後から分かったという感じですね。検察官は裁判員をすごく意識して作っているのかなと感じるすごく分かりやすいメモになっていました。弁護人のほうが文章の羅列といった感じで、ぱっと分かりづらいかなという印象はありました。

司会者

どのように改善したらよろしいでしょうか。弁護人のは文章を長々と書かれると分かりづらかったという印象だったようですけども。

5番

どのようにというのはちょっと難しいですけれど。先ほども書式の話も出ていましたけれど、書式としても大分違うので、見やすく、見出しが付いてるといいますか、簡単なことですけれど、素人でも分かりやすいような感じで、簡単な言葉で見出しを付けているのかなという印象があります。

司会者

冒頭陳述のメモに見出しが付いてると分かりやすいという御趣旨ですね。

5番

はい。

司会者

分かりました。4番の方はいかがでしょうか。

4番

冒頭陳述についてはすごく分かりやすかったと思うんですが。先ほども申し上げましたが、検察官と弁護人両方が真逆のことを言うわけですけれど、それぞれ言い分があるような気がして、これをこのままやっていって本当にきちっと結論が出せるのかなというのが、実は一番最初冒頭陳述を聞いたときの私の正直な感想でした。

司会者

双方の冒頭陳述を聞いて、審理で注目すべきポイントがどこにあるのかな という、そういう当たりはつけられましたでしょうか。

4番

ええ,それは分かったんですけれども,それをどうやって,もし有罪にしていくんでしたらそれを立証といいますか,そっちに持っていくのか。被告人は一貫して知らない,友達に渡されただけだということで無罪を主張していますので,それをどうやったら覆せるのかなというのを最初自問自答しました。

司会者

分かりました。ありがとうございました。1番の方はいかがでしょうか。

1番

検察官の冒頭陳述も、それから弁護人の冒頭陳述も、どちらも時系列に書かれて説明もそのようにされていたので、私は分かりやすかったと思います。 検察官のほうは割と起こった事実を述べているような感じがして、弁護人は 被告人の気持ちの変化ですとか、どういうことが起きて犯行に至ったかとい うことを述べていて、それを合わせることによって起きたことの概要を把握 できたように思うんですが。初めてのことだったので、どういう意識を持っ てここに臨めばいいかという心の準備がまだできていなかったようにも思う ので、論点とかそういう意識を持って聞いているわけではなかったなと思っ ています。

司会者

そういう意識を持ってもらうためにどういう工夫を我々裁判所あるいは検 察官、弁護人はしたらいいでしょうか。

1番

そこを改めてここを考えてくださいみたいに言っていただけると、またそ

ういう意識で聞くことができるのかなと思います。

司会者

こういう事実を立証するので、そこに着目して証拠調べを聞いてくださいと、こういうふうな投げかけがあるといいという、そういうお話でしょうか。

はい。

司会者

1番

先ほど5番の方から最初冒頭陳述を聞いたときにこういうことがあったのかと思ってしまったということなんですけれども、実は冒頭陳述はまだ証拠ではないので、そこから事実を認定してはいけないということになっているので、その辺りのことはその後すぐ分かったということでしょうか。

5番

評議というか、それを続けていく中で、これは何か冒頭陳述にここに書いてありましたよねと私が言ったりしたことがあったんですけれど、それは証拠ではないのでという返しがあり、そういうやり取りを経て、あっ、そうかと、これは証拠ではないから参考程度にすればいいということなのかというように理解が進んだという感じでした。

司会者

そうすると、裁判所あるいは検察官、弁護人の立場として、冒頭陳述が一体どういうものなのかと、まだ証拠ではありませんよということをもう少ししつかり説明しておかなければいけなかったと、こういうことになりますか。

5番

そういうことになりますね。

司会者

ありがとうございます。冒頭陳述の在り方について、検察官の立場から何 か質問はありますか。よろしいですか。大体検察官の冒頭陳述はよかったと いうお話のようですから。

北蘭検察官

はい。

司会者

弁護士の立場から何か質問はありますか。

倉持弁護士

なかなか厳しい御指摘をいただいたので、確認なんですけれど、5番の方は文章ばかりで分かりづらいとおっしゃっていて、レイアウトをつけたりだとか囲みを入れたりしてもらえると分かりやすいと、そういう御趣旨でしょうか。

5番

必要なことを全部書く必要があるのは分かるので。つい検察官のメモと比べてしまって、そういう印象を受けてしまったということなんですけれど。

司会者

今度は実際の具体的な証拠調べですね。証拠の内容については分かりやすいものになっていたのかどうかということと、その伝え方ですね。証拠の内容を裁判員の皆様に伝えるときに何か工夫点があるかどうかといったところをお伺いしていこうかなと思います。証拠もいろんなものがありますけれども、そのうち証拠書類とか図面、写真、防犯カメラといった辺りが証拠になっている事件が結構ありました。2番の方と5番の方の事件では防犯カメラが証拠になったようですけれども、2番の方いかがでしょうか。

2番

防犯カメラの映像を見たんですけれども、鮮明ではないんですよね、動きの中でいろんなカメラが切り替わって、その動きを追っていって、バイクが倒れたとか、そういうのは何となく分かるんですけれど、決定的には分からなくて。もう少し画像解析をしたらきれいに見えるのではないのかなと思い

ながら、でもこういう事件にそこまでお金をかけられないのかなと。全てに 白黒分かるような、これだけ防犯カメラに映ってるのに何か決定的じゃない という感じがあって、逆にもやっとしました。

司会者

逆にリアリティが過ぎた場合の負担とか、何かそういうことを懸念される ことはないですか。さっき4番の方から他の地域の裁判員の方で気分が悪く なってしまった方がいたという話が出てましたけれども。

2番

そこで何か事実らしきものが分かるのかなという一方で、ちまたでは証拠になるものとならないものとあって、何かのときは「写ルンです」みたいな写真じゃないと証拠にならないとか、ムービーは駄目だとか、いろんな不確かな情報があるので、防犯カメラの画像も、警察が手にする前に何か加工ができちゃったりすると冤罪が発生してしまうのかなとか、どういうものがどういう形で証拠として認められるのかというところを疑い出すと、もう何も信じられないなという気はするんですけれども。

司会者

そのほか証拠書類や図面、写真などについて何かお気づきの点はありますか。

2番

証拠の呼び方が全然耳慣れない乙何とか号証とか、何を言ってるのか最初 よく分からなくて、番号を振ってあるんですけれど。それは私たちがなじん でいかなきゃいけないのか、もう少し一般的になじめるものにしていただく 方法があるのかなと思います。

司会者

そこは工夫してほしいということですね。

6番

私たちが担当した事件の証拠品は検察官がモニターでいろいろ写真とか何かを見せてくれて、順次移り変わっていくわけですけれども、基本的に一番最初に知っておきたかったのが、裁判員には証拠が後から基本的には出されないということですね。私は後からまた同じ証拠の写真が書面で来るかなと思ったんですね。それがなかったということです。裁判長が持っているので、見せてくれと言えば見せてくれるんですけれども、一応全員の枚数分ぐらいは同じようにコピーをとってくれてもよかったんじゃないかなというのが一つあるんです。前もってそういうものは原則出しませんということであれば、最初にモニターを見たときに私たち全員がそれを記憶しなさいと、見て自分で覚えときなさいと。図面も出てくるんですが、それを全て自分で細かくメモをとらなきゃいけないと。審理が終わった後に、その日の評議あるいは翌日に振り返ったときに、もう自分の記憶にないんですね。あの証拠どこにあったかなとか、こんなものがあったかなとか。それがまた振り返ることができないというのが非常にもどかしいなと感じました。

司会者

そうすると、証拠調べを始めるに当たって、お手元には証拠書類が来ることはありませんのでよく見ておいてくださいということを言って欲しかったということでしょうか。

6番

そうですね。それをまずよく見てくださいということを前もって言って欲しかったです。逆に言うと、それが手元に来ない理由は何があるのかなと思います。モニターでは見せてくれるんですね。しかも裁判長はA3ぐらいのコピー用紙にそのモニター画面が全部一律プリントアウトされたようなものをきちんと持っていて、最後の評議のときにもう一回その証拠の話になったときには、その場で初めて見せてくれたんです。その1枚をみんながのぞき込むような形で、またさらにもう一回見ていたような状況ですけれども、プ

リントアウトができるものであれば、最初から裁判員全員に配ってくれても よかったんじゃないかなと思いますけれど。

司会者

分かりました。ほかの方はいかがでしょうか。証拠書類,写真,図面など についてです。

1番

私が担当した事件は、自室に放火して自殺を図ったというものだったんです。いろいろ考える中で火をつけたときの被告人の動きをイメージしたかったんですが、証拠写真が一点一点独立しているので、部屋を俯瞰して見るような形で、例えばライターをここに置いて被告人はどういうように動いたのかなというのが想像できにくかったです。今考えればなんですけれど、部屋全体が分かるような何か示し方があったかなと思います。

司会者

写真にしても図面にしても全体像の分かるものと個別のものと両方あると 分かりやすいという御指摘でしょうか。

1番

そうです。窓の写真も見たんですけれど、実際にその窓の高さがイメージ できないとか、数字はどこかに書いてあったかもしれないんですが、感覚的 にちょっと分かりにくかったかなという気がします。

司会者

ありがとうございます。続いて証人や被告人に対する質問の在り方について分かりにくいものがあったかどうか、その点はいかがでしょうか。何を聞いてるのかなとか、どういう目的でこんなこと聞いてるのかなとか、そういう場面というのはなかったでしょうか。

4番

被告人は外国人で、最初の証人は空港の税関職員で、2人目は一応ビジネ

スパートナーという女性が出てきたんです。被告人との間に2人のお子さんがいるということもその後分かりました。その次の日になって出てきた女性の証人というのは、実は被告人の妻だったということで多分裁判員全員びっくりしたんですね。結局、その前の証人、2人目の最初の女性と、次の女性が元妻なんですけれども、その証人が出てきて初めて、最初の女性の証人にこういうことを聞いておきたかったよねと何人かは思ったと思うんですけれど、それがもう聞けなかったと思いましたし、ほかの裁判員の方も何人かもそういう思いがあったので、証人との関係について出してよい範囲で事前に教えてもらえると、また聞きたかったことも変わったんじゃないかなというのは非常に強く思いました。

証人が出てきて、男性か女性かというのももちろんそのときまで分かりませんし、どういう関係だったかというのも証言台に立つまでは一切分からなかった。そういうものなのかもしれないんですけれど、事前に多少情報を入れておいていただけると、また質問とか聞きたいこととかも違ったんじゃないかなというのが残念だったというか心残りというか、そういう思いがあったなと思います。

司会者

ほかに証人尋問で困ったことはありますか。

6番

先ほど私が言ったメモの話とまた関わってくるかも分かりませんけれども、初日に被害者の証人尋問があったんですけれども、私たちが質疑応答全てのメモを一生懸命とろうとするんですけれども、なかなか速記力がないものですので、自分で書いた字も後で読み返すのが大変なような状況なんですけれども。基本的に思ったことが、記録を全て裁判はとってるわけですので、せめてそれが終わったときに、もう一度その書面をプリントか何かで一回出してくれると、次に自分たちが質問をするときに、もう一度それを振り返って

確認することができるんですよ。それがないと、一生懸命メモはとりなさいというんでメモはとりますけれども、特に私はどっちかというと、目の配り方とか答えてるときの被告人の表情を見たかったんですね。でも一生懸命メモをとって下を向いてたら、それはできないんですよ。だからそういった面では、どうしても自分たちの手元に来る記録がないとできないということですね。その辺がもう少し工夫してもらえると非常に楽かなと思います。

司会者

プリントが欲しくなる理由として, 例えば尋問が長いから後で見返したいと, そういうことではないですか。

6番

そういったものではないですね。自分の記憶との闘いなんですよ。あのときあの人はああ言ったかなとか、こういう言葉を返してたじゃないかとか。それは当然全てメモをとっていればまた自分で分かるんでしょうけれども、それが要するにとり切れなかったときですね。特に1日目の初日は正直言って何をメモしていいかも分からないぐらいでしたので、メモがはっきり言ってとれなかったんです。それの後悔があったので2日目は一生懸命メモをとろうとしたんですけれど、今度は被告人の表情を見ることもできなかったとかね。その辺で自分の反省点があったものですので、そういった意味で今言ったんですけれど。

司会者

分かりました。本来目指すべきは法廷で証人の話を聞いてそこで理解していただくということが前提になっているんですけれども、今6番の方が言われた御意見も今後参考にしていきたいと思っています。今回御経験された事件の中では、専門家の証人の方が来られて証言されたという場面もあったかなと思うんですけれども。2番の方と5番の方が担当された事件の中では、精神科の鑑定人が来られてお話しされたということのようですけれども、そ

の内容を聞いていただいてどうでしたでしょうか。5番の方はいかがでしょ うか。これはプレゼンテーションをされたんでしょうか。

5番

被告人が睡眠薬を服用していたという事件だったので、その睡眠薬がどれぐらい効くかとか、どれぐらいの時間がたつと効いてくるのかということを聞いたんですけれど、分かりやすく答えてくださっていたと思います。ただ、弁護人がいろいろ医師の方に聞こうとしてたことに対しては、医師の方が結構怒っておられたというか、何というんですかね、割と立場的に検察側の立場にいるのかなと感じるような態度で、そんなことはもう答えなくていいみたいな感じで返答されてたことが多々あったので、ちょっとそういった何でしょう、証人なのでどっちかの立場というのもあるとは思うんですけど、そういうふうなこともあるんだなと感じました。

司会者

証人の方が怒ってしまったと、そんな感じなんですか。

5番

そうですね。何と言ったらいいんですかね。

司会者

その原因は何でしょうか。質問の中身がおかしかったのか、それともそうではなくて別の原因がありましたか。

5番

そうですね。何でしょう、ちょっと詳しくは忘れてしまいました。

司会者

2番の方何か覚えてますか。

2番

被告人が1回警察の取調べで詳しく話をしたんだけれども、後からそれは 記憶がなかったことを思い出したみたいな話をして、記憶がなかったことを 思い出すってどういう状態かみんな分からなかったんですけれど。弁護人がそういう話をし出して、精神科医としてではなくてそれは常識としてそんなことは論理が破綻してるみたいな感じでおっしゃっていました。記憶がなかったことを思い出すのも変だし、じゃあ最初の証言は何に基づいてしていたのみたいな、何かその辺から何をどう考えていいか分からなくなるような状況になってまして、その証人は割といろんな質問に関して冷たくあしらっていた記憶があります。

5番

裁判員が質問すると優しく答えてくださいました。

2番

そうですね。そもそも薬の作用というのがどういうものなのかちょっとよく分からなくて、筋弛緩剤だと筋肉が力が入らなくなるから、例えば物を持とうとすることができないんだなというのは分かるけれども、例えば酔っぱらってる状態は、少し力が入らないけれど自分の意思で何かを動かすことはでき、意識はそのときはあるけれども後からすっぽり抜けてることがあるとか。そういう何か薬の作用でどうなるのかというのがいろいろあったんですけれど、自分が体験してることとすり合わせると、結局よく分からないなということになってしまって、それで被告人の言ってることは何か適当に、覚えてないけれどとにかく違うみたいなことでした。覚えてないんだったらやったかもしれないとなるんじゃないのかなと思うのですが、何も覚えてないんだけれどとにかくやってないという主張をしていたので、だんだん何だか信用できないなという感じでした。

司会者

私がお尋ねしたかったのは、精神科という専門分野のお話なので中身が難 しくて理解できないというようなことがありましたかということなんですけ れども、いかがですか。

2番

薬の作用としてこういうことがあるというのは一般的に言えるけれども、 被告人を実際診たわけじゃないからそのことに関しては言えないという話は されていました。

司会者

8番の方が担当された事件でも、自動車の工学鑑定をされた方が証人として来られたんでしょうか。

8番

はい。ドライブレコーダーの映像解析の鑑定人の方がいらっしゃったんで すけれども、それをテレビで映すということで、4Kテレビを持ち込んでみ んなで見るという感じではあったんです。今聞かれていることとは違うかも しれないんですけれど、その4Kテレビがなかなかセッティングがうまくい かなくて、多分15分ぐらい法廷のそばの部屋で待つという感じではあった んですね。その15分って結構もったいないなということはとても感じまし た。結局、最終的にはその台数が入らずに、セッティングができた2台をみ んなでのぞき込んで見るという形ではありました。機材の関係になってそれ てしまって申し訳ないんですけれども。先ほどの証人とか被告人のお話のと きに、被告人、それ以外の方もそうだったんですけれども、とても声が小さ くて,再三裁判官が何度か注意されてたんです。それでも最初だけは大きく なるんですが、小さくて、最後はマイクをそばに寄せるというようにしたん ですけれども。それでも、マイクの性能がどうなのか分からないんですけれ ど、あまり聞こえずに、ここは何と言っていたんだろうというような形があ って、そこはしっかり聞いておきたいと思っていたことだったので、裁判官 も何度か聞いてはいたんですけれど。そこら辺が、機材の関係のことでは、 もうちょっといいといいなと思いました。

司会者

分かりました。ありがとうございます。声が聞き取りにくいとか,あるいは早口であるとか,そういった質問の仕方や答え方について何か気になった 点は,ほかにございますか。

2番

弁護人が高齢な感じもあったんですけれど、やっぱりマイクがスイッチ入ってないとか遠いとかで聞こえづらいし、滑舌もそんなにはっきりしていないので、語尾が消えがちで何を言ってるのか分からないのと、あと睡眠薬の名前を何か間違えて言ってて、片仮名の名前なのでそんななじみがないのであれなんですけれども、何か間違えて言うたんびに私はそっちが気になっちゃって、何か違うなと思いながら、弁護人大丈夫なのかなというようなほうにつながっちゃうので。私選の弁護人なんですけれど、それは被告人が納得してついてもらってるからいいんだろうなと思いながら、どうなのかなと思いました。

司会者

そのほか,証人尋問,被告人質問のやりとりを見ていて,ここは分かりにくいなとか,こういう質問はやめたほうがいいんじゃないのとか,そのような御経験をされた方はいらっしゃいますか。今回担当された事件を見ていくと,1番の方の事件は比較的新しい時期に起きた事件で法廷の審理が始まったということなんですけれども,2番の方から8番の方が担当された事件というのは,事件が発生してから既に1年あるいは2年経っているような事件もあったんです。証人として来られた方あるいは被告人,こういった方たちの記憶の程度ということについて何か気になった点はありますか。8番の方いかがでしょうか。特に気にならなかったですか。

8番

古いというか2年前の事件ということもあったので、どのような気持ちで 最後の一線を越えてしまったのかというところとかも聞きたかったんですけ れど、なかなか覚えていない感じのところも多々あって、そこら辺はやっぱ り早いほうがよかったんではないかなとは思いました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

2番

証人の方の話の中で、記憶に基づいてしゃべってるのか推測をしてしゃべってるのかが分かりにくい部分があって、裁判長がその都度それは記憶ですかとか推測ですかとかというのは言ってたんですけれど、そうだったと思いますとか、それが本当に記憶なのか推測なのか分かりにくいのがありました。

司会者

それは証人ですか,被告人ですか。

2番

証人も被告人もです。

司会者

両方あったんですね。

2番

両方ありました。

司会者

証拠調べの関係で検察官の立場から質問はありますか。

北薗検察官

結構です。

司会者

弁護士のお立場からはいかがでしょうか。

倉持弁護士

いえ,特にございません。

司会者

証拠調べが終わりますと、今度は論告、弁論といって検察官と弁護人がそれぞれまとめの意見を述べてくれる場があります。その論告と弁論というのは、皆さんが自分の考えを整理して、そして評議の中で自分の意見を述べるために果たして役に立ったかどうかという観点から質問したいと思いますが、いかがでしょうか。順番に、1番の方いかがでしょうか。1番の方の事件では刑の重さが争点になっていたということで、それぞれの立場からこういう事情を考慮してほしいと、そうするとこういう刑になるはずだというような意見が検察官と弁護人から出ていたのかなと思うんですけれど、その辺りは参考になりましたでしょうか。

1番

その点は非常に分かりやすかったと思います。特に何を言ってるのか分かりにくくて困ったということもなかったように思います。

司会者

1番の方の事件では弁護人のほうから量刑のグラフを示されて弁論されて いたようですけれど、その点はいかがでしょうか。

1番

それはあまり参考にならなかったというか、確かにそういうのを見せられたなという記憶はあるんですけれども、あまりそれをもとに考えるということはなかったということは、恐らく分かりにくかったのかもしれないんですが。特に必要だという印象もなかったかもしれないです。

司会者

評議の中でまた量刑のグラフ、裁判長のほうから見てくださいという話は ありましたか。

1番

考えるときに一番参考になったのは、評議室に戻ってきてから過去の事件 をデータベースで調べて、こういう内容のときは何年という、そういうもの を参考にしながら、今回の事件はこうで、プラスこういう事情があるからこうしようみたいな、そういう話合いができたのが私は一番シンプルで分かり やすかったと思います

司会者

論告や弁論について2番の方いかがでしょうか。

2番

論告でも検察官が作ったものが分かりやすくまとまっていて、弁護人はや っぱりべた打ちなので見た目も分かりにくいんですけど、内容的に自明の理 であるとか証明されてるみたいな文言が入ってるんですけれど,そんなこと ないのになという感じで、言えてないのになみたいな感じはあるんですけれ ども。でも、プレゼン能力があるほうが有利になって、そういう印象で判断 してはいけないんだろうなというのは思うんですけれども。でも、そういう 印象じゃないにしても、やっぱり検察で用意してもらったほうが筋が通って るなという感じはありました。量刑グラフは評議のときに見せてもらったん ですけれど、私たちのときはそれに引っ張られないようにということを強く 言われて、何かポイント制じゃないですけれど、これとこれがあるとこうな るみたいな、そういうものじゃないですということは話してもらったんです けれども。その一方で私の中では、今回のこの6人と裁判官3人のメンバー が変わっても同じ求刑になるようなことじゃないと不公平だろうなと、集ま ったメンバーによって刑期が長くなったり短くなったりというのはよくない んだろうなと思うと、裁判の仕方として何かもっと AIの何かでデータを入 れてするほうが公正になるのかなという。過去のデータとその事例をどう評 価するかというところを決める作業がすごく大変なんだろうなとは思うんで すけれど。本当にこの求刑で、いついかなる状況で同じ裁判を起こしてもこ の年数になるのかなというのは疑問として残りました。

司会者

今言われたのは量刑のことですね。裁判所の判断なので量刑が公平になる のが望ましいだろうという御意見ですか。

2番

はい。

司会者

2番の方と一緒に担当された5番の方,論告や弁論の在り方について参考 になったかどうか,いかがでしょうか。

5番

最後にずっとやってきたことを確認するという感じだったので参考になり ました。

司会者

ありがとうございます。では続いて3番の方いかがだったでしょうか。

3番

私が担当したのは性犯罪の事件だったものですから、ですから論告といいますか、検察側はるるいろいろ述べた後求刑何年というような話でしたし、弁護側のほうは何とぞ穏便にという、一言で言ってしまえばそういうような印象を受けたので、双方の話したことについてはすんなり聞き取ることができたなと記憶してます。

司会者

同じ事件を担当された6番の方はいかがでしょうか。

6番

今3番さんが言ったのと同じなんですけれども、基本はもう検察側のほうの論告に関しては一貫してずっと事件の同じことを説明してきてますので、 求刑についても分かるんですね。弁護人の言う、いわゆる被告人を弁護する に当たって、いろいろ人間性を訴える、それも分かるんです。ただ、ちょっ とやっぱり残念だったのが書面なんですね。弁護人の書面が、これは恐らく 冒頭と違う弁護士の事務所の人がまた作ったのかなと思うぐらいに全然違うタイプが出てきたんですけれども。割と枚数は多く使うんですが、余白がものすごく多いんですね。書いてある部分がほんの少しで四つしかマスがないような感じで、あとは全部余白みたいな感じなんですけれども。もう少しここら辺を工夫してもらったほうがよいと思います。ただ、言ってることは分かるので、これがなければ絶対無駄だということはないんですけれども、その辺が自分の受けた印象でした。

司会者

内容的にはよかったということなんですか。

6番

はい。弁護人の話は全部聞いてますので、字面を追いながら自分なりにちゃんとメモしてましたから。ただ、見た目の印象があまりにもお粗末な書き 方かなという印象がありました。

司会者

分かりました。4番の方はいかがでしょうか。

4番

今回の事件は外国人が1人で麻薬をスーツケースに詰めて不法輸入しようとした事件でした。論告では、大量の覚せい剤を密輸しようとしたことから、裏に密輸組織がいるということは明白であると、これについてはよく分かりました。麻薬組織と被告人との関係といいますか、そこが当然決定的な証拠というのはもちろんなくて、監視役が同行してたわけでもないので、どうやって回収するんだというのもちょっとよく分からないところがあって、半分推理的なところもあって、それを評議室に持ち帰って、こうだからこうである、こうしなければこうならないというところに持っていくのが大変だったかなと思います。論告についてはすごくよかったなとは思いますが、半分推測のような、そう書かざるを得ないんでしょうけれども、果たしてここから

ここに持っていくのは無理があるんじゃないかなというようなところも見受けられたかなという気はしました。

司会者

覚せい剤の密輸入という事件で認識がないと、それから共犯者たちとの共 謀がないと主張されているとき、本当に難しい判断になるわけですが、そこ のところの論理の積み重ねをもう少し丁寧に検察官に主張して欲しかったと いう御意見になりますか。

4番

そうですね。結局被告人というのは日本に妻がいて、向こうに行ったりこっちに来たりしてるわけですから、なぜそういうリスクを冒さなくちゃいけなかったかだとか、運搬役で一番見つかりやすいわけですから、当然リスク、それに伴う報酬もあったんでしょうけれど、多額の報酬が必要な理由だとか、なぜそんな危険な運搬役を引き受けなくちゃいけなかったとか、当然被告人は何も言いませんから、証拠に基づいてそれを論理立てていかなくちゃいけないところがなかなか厳しい。検察も厳しかったんじゃないかなという気がしました。

司会者

7番の方はいかがでしょうか。

7番

論告メモで、争点は割とはっきりしていたので、明らかに弁護人の言う弁護の仕方と検察官側の話が何か180度無罪と有罪というふうにはっきり違いが出てました。弁護側のほうの資料というのは、確かに見やすいことは見やすかったんですけれども、内容がやっぱり、なぜこうなるのかなというところがありました。最後に評議室でいろんな量刑の裁判員裁判での過去の例を見ながら、大体この幅ですよというような形で評議していくと、そうなのかなというような感じはしたんですけれど。

司会者

そうしますと、7番の方のときには量刑グラフは法廷でも検察官と弁護人 がグラフを示して説明をされているのですか。

7番

検察官は量刑グラフはなかったです。弁護人は、メモで書かれて、ここが 相当であろうということは示されました。

司会者

8番の方いかがでしょうか。論告・弁論の在り方は、参考になったでしょうか。

8番

私の担当した事件は国選ではなくて私選弁護人だったんですけれども、そちらのほうに最後の求刑が5年というふうに書かれてはいたんですね。最初に検察側のほうが読み上げて、そこの部分の求刑の部分が空欄であったんです。空欄であって、最後のところで検察官が5年ですと言い、私選弁護人がその後に読み上げたときに、この5年は誤記で3年ですと言い直すということがあって、5年と5年だったら何も問題はないんじゃないかみたいなことはあったんです。ちょっと誤記というのはなかなか厳しい言い訳かな、なんていうことは思いました。量刑グラフのほうは評議室のほうで確認したんですけれども、裁判員裁判が始まってまだ7年ぐらいということなので、まだ量刑グラフの資料自体が少な過ぎて、同じような事件というのはまずなくて、似たような事件があっても1件ということで、これを資料として、資料というか、これに基づいて決めるというのは、なかなか今の時点では難しいなということはありました。今後は参考になるとは思いましたけれど。

司会者

自動車を使ってひいた傷害致死という事件だったので、非常にサンプルが 少なかったということですか。

8番

はい。

司会者

ありがとうございました。最後に、審理が終わった後は評議室というところで裁判官と裁判員の皆様で意見交換をして、事実の認定、そして刑の重さを決める作業をしていただいたわけですけれども、その評議の際にそれぞれ十分に自分の意見を言うことができたかどうか、それから裁判官が法律の用語であるとか刑の重さの考え方、こういった説明をしたと思うんですけれども、その内容が理解できるようなものだったのかどうか、あるいは工夫すべき点があるのか、その辺りを伺っていきたいと思います。

4番

評議について時間はそんなに長くなかったかもしれませんが、十分皆さん 意見が言えて、皆が納得する結論といいますか、になったとは思います。ま た、裁判官の説明も適切で特に問題はなかったと思います。

司会者

何か改善点、工夫すべき点はありませんでしたか。

4番

私どもの裁判員裁判では特になかったかなと思います。

司会者

ありがとうございました。3番の方いかがでしょうか。

3番

そうですね。特に記憶に残る部分で、まずったなというものはないですね。 ただ、何というんでしょう、口火を切って一番最初に感想なりなんなりを言 うというところについては、やっぱり抵抗がありまして、恐らく私は最初に 感想は言ってなかったと思います。ほかの方をちょっと参考にしちゃったそ のずるさといいますかね、そんなのが正直ありました。

司会者

それは、評議の際に意見を言うときに自分からトップバッターにはなかなかなれなかったというその理由として、法廷での審理が分かりにくかったから自分の意見が言えなかったということなのか、それとも評議の中の雰囲気がよくなかったのか、その辺りはいかがでしょうか。

3番

その両方とも特に違和感があるようなことはなかったので、自分自身の、何というんでしょうね、気持ちの問題で、自分がしゃべったことで何か変な ふうな影響が出てきてしまうと嫌だなというのがあって、今にして思えばそ ういうものも恐らくあったんだろうなという気はしますね。

司会者

分かりました。裁判官から、刑の重さを考えるに当たっての考え方ですね。 刑の重さの考え方、それについての説明もあったと思うんですが、その点に ついて何か気になる点はありますか。

3番

私はよく理解できました。むしろ性犯罪というものがこんなにも重いものかという、自分の今までの認識の甘さなんかをちょっと教えられたという恥ずかしいところもありました。

司会者

ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

2番

評議室では裁判長が順番に当てて意見を引き出すようにしてくださったので、十分述べられました。今3番さんがおっしゃっていたように私自身も口火を切って表明はしなかったんですけれど、ほかの人のを聞いて、あっ、一緒だなと安心したりとか、そういうところはありました。自分の感覚がかけ離れてなかったんだなというのはありました。裁判官の説明はよく分かった

んですけれど、よく分かったのとは別に自分の中では何か違う感じがしました。説明はすごく分かりやすいし、この中から何年の幅で選ぶんだというのも分かるんですけれど、最初は、ひったくり事件というと7年なんですけれど、ひったくりで7年は長いなという気持ちが湧いてきていました。でも、強盗致傷という枠組みの中なので、その中から選ぶということにはなるので、きちんと選んでるんだけど、感覚としては何か長いなという。ちょっとうまく説明できない、ひったくりという軽い感じじゃない事件なんだなというところでした。

司会者

1番の方いかがでしょうか。

1番

裁判官の説明は非常によく分かりまして、本当に素人でも分かるように、毎日法廷で聞いてきたことも、部屋に戻ってからかみ砕いて丁寧に説明してくれたので、考えるのにも非常に役立ちましたし、すごく感謝の気持ちでいっぱいです。グループの雰囲気もすごくよくて、昼御飯のときも部屋で食事しながらいろいろ話をしたりというぐらいの和やかな雰囲気でした。ただ、大体みんな同じ方向で刑の解釈はされていたと思うんですけれど、若干やはりニュアンスが違うところもあって、でもそれも遠慮することなく皆さん発言されていたように思いますので、十分に話し合ってみんなで最善の量刑が決められたかなと感じています。

司会者

ありがとうございました。5番の方いかがでしょうか。

5番

私たちのときは評議のときに量刑グラフを示されたのと、ほかのひったくり事件の量刑例みたいなのをざあっと一覧で示されて、最初の参考にということでした。評議の中で大きく変化した部分があったので、専門家の方から

の提示の仕方いかんによって、何か結果は大分変わるんじゃないかなという 印象は受けました。その表を見たことと裁判官たちの話によって、私たちの グループも全体としてかなり変化があったんですね。素人がぱっとこれぐら いみたいな感じなのとは大分違うものなんだなということがよく分かりまし たので、そこに素人が入ることでそうやって上下してしまうことはどうなの かなと、やはり専門家が出す判断とは違う部分が大きいのかなという印象を 受けました。

司会者

ただ、それ自体は納得されたということでしょうか。

5番

そうですね。やはり考える前提というものが乏しいので、裁判の専門家の 方が持ってらっしゃる常識みたいなのが全くない状態なので、そういうのが 全くない状態だと、かなり外れてというか的を得ない考えになることももち ろんあると思うんですよね。やはりそういった部分に関しては専門家が少し 戻すというか、少しそういう前提も踏まえた上で考えて欲しいみたいなこと をおっしゃっていたので、そういうあまりにも外れてしまうことに関しては 戻すようなことも必要なんだろうなと思いながら、やはり持っている前提が あまりにも違うので、そういうことがあるのかなとは思いました。

司会者

6番の方いかがでしょうか。

6番

まず評議については結構皆さん言いたいことを言って、私なんかもどんどん質問も発言もさせてもらったんですけれども。中には自分から意見を言わない方に関しては、裁判長のほうからうまく何番さんはどう思いますかという形で、必ず全員から意見が出るまでいろいろ時間を持ちながら待っててくれて、そんな形の評議でしたので非常にうまくいったんじゃないかと思いま

す。量刑についての、今回の私の裁判もどっちかといったら量刑裁判なんで す。やはり過去の前例、グラフ等も全部参考にさせてもらうんですけれども、 基本的にこれは私個人の、これが一番最後の感想になってしまうかも分かり ませんけれども、裁判員に量刑を決めさせるのは酷じゃないかなと。同じ事 件というのは絶対二つとないんですね。皆それぞれ必ず少し違うので。その 中で自分の扱った事件がそれに対してさらに悪質性が強いのか、それともそ うじゃないのか、いろいろ判断するんですけれども。今の制度ですと、最終 的にはやはり前例をもとに公平性を持って量刑を決めていかなきゃいけない わけですので、この制度の始まりのそもそもの発端が、市民感情を入れてい って、そういったものを考慮するということから始まったはずなんですけれ ども、市民感情を入れていけば、事件が凶悪な殺人事件とか、あるいは残虐 性も強くなれば量刑というのは必ず市民感情でどんどん上がってくるはずな んです。そういう傾向に必ず来るはずなんですね。でも最終的に、今私もい ろいろ調べた中では、ここ最近の最高裁の事例までいきますと、基本的に一 審の裁判員の結論が結局却下されて、今までどおりの従来どおりの公平性を 重点していくと。それが何か、何となく今現在の日本の制度の本質かなと思 うんですけれども。そういった面からいくと、量刑自体を裁判員が決めるの は、これはもうなくていいんじゃないかなと思います。これは従来どおり専 門職の裁判官がやってもらって、裁判員というのは、逆に言えば白か黒かの ほうを一般市民のほうが一緒になって判断していく、そういうほうがいいん じゃないかという、ちょっと自分の感想です。すいません。

司会者

ありがとうございます。では7番の方いかがでしょうか。

7番

私も量刑に関してはやはりちょっと酷じゃないかというところでアンケートにも書いたんですけれども。やはり人を人が裁くということで、素人が裁

くということで、みんな死刑なんか出す場合はかなり苦しんで出されてるのに、次、上訴した場合はころっと変わってしまうという、あの苦しみは何だったのかというのがあって、量刑についてはちょっとというところもあります。あとは、グラフとかそういうのをいろいろ見せられて、私たち何も基本を持ち合わせていないので、やっぱり判例主義というか、今までの傾向のこれが幅とか、そこを基本にしてどうしても当てはめていくという決め方になります。私なんか感覚的に言えば、この人をもっと早く出して被害者のほうにお金を返すのにもっと働きなさいよというような一般的な話、普通の感覚で思うところもあったんですけれども。ある程度の年の方が20年近く入っちゃうと、それはもう働けないだろうというところになってしまうので、その辺の量刑というのは私もすごく悩んだし、皆さんも悩まれたと思うので、判例主義だったのかなと自分でも今思います。

司会者

ありがとうございます。8番の方いかがでしょうか。

8番

十分に意見を述べることができましたかということですと、やはり最初の頃、評議が始まった頃には意見を述べられない方とかもたくさんいて、そういった場合には、裁判官がどうですかということで、番号で何番さんどうですかという形で聞いていただいて、全員が意見を述べるようにできたと思います。そのうちにお昼もお弁当を一緒に食べて、事件とは関係ないことを普通に、世間話をしたりしてたんですけれども、そのうちに皆さんいろんな話ができるようになって、法廷がないときには外に行ってお昼の食事をしたりということで、連れていってもらったりしていました。最後には十分意見が言えるようになったというのも、やはりこういった制度があっても、裁判官がやはりどこかで努力をして、皆さんから一般の人の意見を聞きたいという思いから、そういった努力をしていただいてるんだなというふうに理解して、

そういう環境づくりということにすごく重きを感じてやっていただいてるということに感謝していました。最後には皆さんが自らいろいろな意見を言うことができるようなことになりました。

司会者

ありがとうございました。論告・弁論の関係で検察官あるいは弁護人の立 場からの質問はありますか。検察官いかがですか。

北薗検察官

特にないです。

司会者

弁論についてはいかがでしょうか。

倉持弁護士

先ほどお聞きしたところだと、2番の方、5番の方と8番の方は私選の弁護人ということですね。その他は皆さん国選の弁護人だったんでしょうか。 国選の弁護人の中で特にこれが分かりづらいとか、形式面もそうですし内容面もそうですし、国選弁護人としてちょっと弁論が分かりづらいというのがあったら教えていただきたいと思うんですが。

1番

特に分かりにくかったという印象はないです。

3番

今ので言えば、私は最初のときに声が小さいのでもっと大きくはきはきとということを言いましたけれども。弁護人が二人いて若い方で、先輩の方が任せっきりというか、何かもうちょっと指導と言ったら変ですけど、あの場の中で何か先輩としてのアドバイスなんかをするようなことができないのかなと感じもしました。若い方はしゃべりながら自分で酔ってるようなそんな雰囲気にも見てとれてしまったんで、そんな演出はいいからちゃんと言ってよというのは正直ありました。

倉持弁護士

御指摘ありがとうございます。ほかに特になければ以上で結構です。

司会者

本日は報道機関の方も傍聴していただいております。報道機関の方からの 質問がありましたらどうぞ。

甲社A記者

司法記者会幹事社の甲社のAです。本日はありがとうございます。主に2 点質問を用意してきたんですけれども。まず以前,私どもが裁判員の方の御 意見を聞いたときに,どんなに評議しても判例をもとに結果は既に決まって いる気がしたと,量刑についても既に決まっていると思った,それに向けて みんなで話していて,議論自体はゴールが決まっている中,ああでもない, こうでもないという過程を楽しむといいましょうか,非常にその方は充実し たとおっしゃっている上での感想をおっしゃっていました。これを聞いて私 も納得した点があったんですけれども。評議によって発展的な結論が出た, 意外な結論が出たというようなことの経験があれば教えていただきたいなと 思いました。

司会者

量刑の評議をしていることによって議論が活発になって発展的な結論が出 たかどうかということです。いかがでしょうか。

1番

ゴールが決まっているという感覚は全くなかったです。ただ、その犯罪が 大体どのぐらいの刑なんだろうというのはみんな知らないので、過去のデー タベースをもとにということではあるんですが。その基準にするものが、確 かに過去に起きたものを見てある程度の数字を決めていくわけですけれども、 そこで十分、例えば執行猶予を付けるとか付けないとか、ほかにも、どこま でお話ししていいか分からないんですけど、条件を付けるというところにつ いても,深くそこで話合いもできましたし,特に初めから決まってるものに 向かって進めているという印象はないです。

司会者

ほかの方はどうでしょうか。

5番

ある程度は決まってないとちょっと怖いんじゃないかなと思いますけれどね。やはり全く自由に決めてしまうと、ちょっと成り立たないものなのかなと思います。ここからここの間でぐらいは教えてもらわないと、考える基準が全くないので決められないかなと思います。ここからここまでという中でどこにするかということは、本当に裁判員の意見がかなり取り入れられて決定されたので、それはこんなふうに取り入れられるもんなんだなと、逆にそんなに取り入れられていいのかなという感覚がありました。

司会者

量刑の評議をやって裁判員の意見が反映されたと,こういう実感があると いうことでしょうか。

5番

はい。

甲社A記者

それぞれにここにお集まりの方は、その事件ではないとは思うんですけれども、例えばわいせつ行為ですとかストーカー殺人などの事件で裁判員として受けた場合に、被告人の目の前に座るということに対して非常にちゅうちょされるというようなことを考えられることがないかどうか、心構えという点でどういうことを思うのか教えてください。

司会者

わいせつ事件, それからストーカー殺人事件を担当したときに, どういう 心構えで臨むのかということですか。今回の事例とは外れてるんだけれども, もしそういう事件だったらどうでしょうかという仮定の質問でしょうか。

1番

事件に限らずなんですけれども、今具体的におっしゃられたことに関しては非常に恐怖感を感じると思います。それにかかわらず私が思ったのは、みんな座ってる場所がちょっと一段高くなっていて上から見下ろすような形になるんですけれども、あそこに座るということ自体がちょっと緊張を覚えてしまっていて、代表で質問するという内容は評議室のほうで決めてから向かうんですけれども、やはりあの壇上に上がってしまうと、ちょっと特有な緊張感で、せりふを言うようなものになってしまうので、私が感じたのは、別室で十分話合いをしてみんなで議論して、こういう質問をしようと決めているので、そこで裁判官から代表で質問してもらったほうが、もうちょっときちんとした形で聞き出せるというか、質問の意図がちゃんと伝わるんじゃないかなという感覚はありました。

甲社A記者

最後になりますけれども、裁判に向かう上で裁判所からの何かサポートが あったらよかったなと、よいのではないかと思うことがあれば教えてくださ い。

2番

私たちの裁判のときに被告人の仲間の人たちが何人か傍聴に来ていて、証言台に上がった人もいるんですけれど、割と見た感じ怖い感じで、すごいにらんできてる感じでした。逆恨みみたいな感じで裁判員が帰るときに待ち伏せされてたら大変だから裏から出ますかみたいな話があって、結局見たらいなかったから普通に表から出たんですけれど、裏から出ますかというところまではよかったんですけれど、裏から出た後、私たちガードはなし、みたいな感じがありました。それなら、どこまで守ってもらえば安心かというのは分からないんですけれど、裁判所を出たら後は自力で行きなさいみたいな感

じはあったので,何か問題が起きたら嫌だったのかなというのがあって,も う少し身の安全を確保できるような形があればいいなと思いました。

5番

どんな重い事件でも区別なく裁判員が取り入れられるという制度なんですよね。ということを考えると、そういった危険性は必ずあるのじゃないかなと思っていまして、そういった特に区別はなく入るということがまず大丈夫なのかなという気持ち、疑問というかはありますけれど。でも結局裁判員を入れるとなってる以上は、危険は取れない、全く、全部防ぐことは無理だなと思います。

司会者

特別危険な状況が予想されるという場合には裁判員の対象からその事件を 外すという, そういう決定を裁判所は行うことができます。

5番

ああ、そうなんですか。

司会者

はい。例えば暴力団の抗争事件とかですね。そういった場合に実際に裁判員の対象事件から外して裁判官だけで審理するというものもあります。そうではないのは基本的には大丈夫だと思っていただければいいのかなと思うんですけれども、いろいろ配慮はしないといけないということも分かりました。ありがとうございました。本日は皆さんから貴重な御意見を多数受けることができました。本当にありがとうございました。裁判員裁判は国民の皆さんの理解と協力によって成り立っております。裁判員裁判を担当する我々としましては、本日伺ったお話を参考にして今後の裁判に生かしていきたいと考えております。本日は誠にありがとうございました。これで閉会といたします。

以上